

ルネサスグループのみなさまへ

団体疾病・傷害保険

団体総合生活補償保険

病気・ケガ・災害時、万一のリスクに自ら備えることで、安心して働けるように、福利厚生制度の一環として、会社が提供しているルネサスグループ従業員専用の保険です。

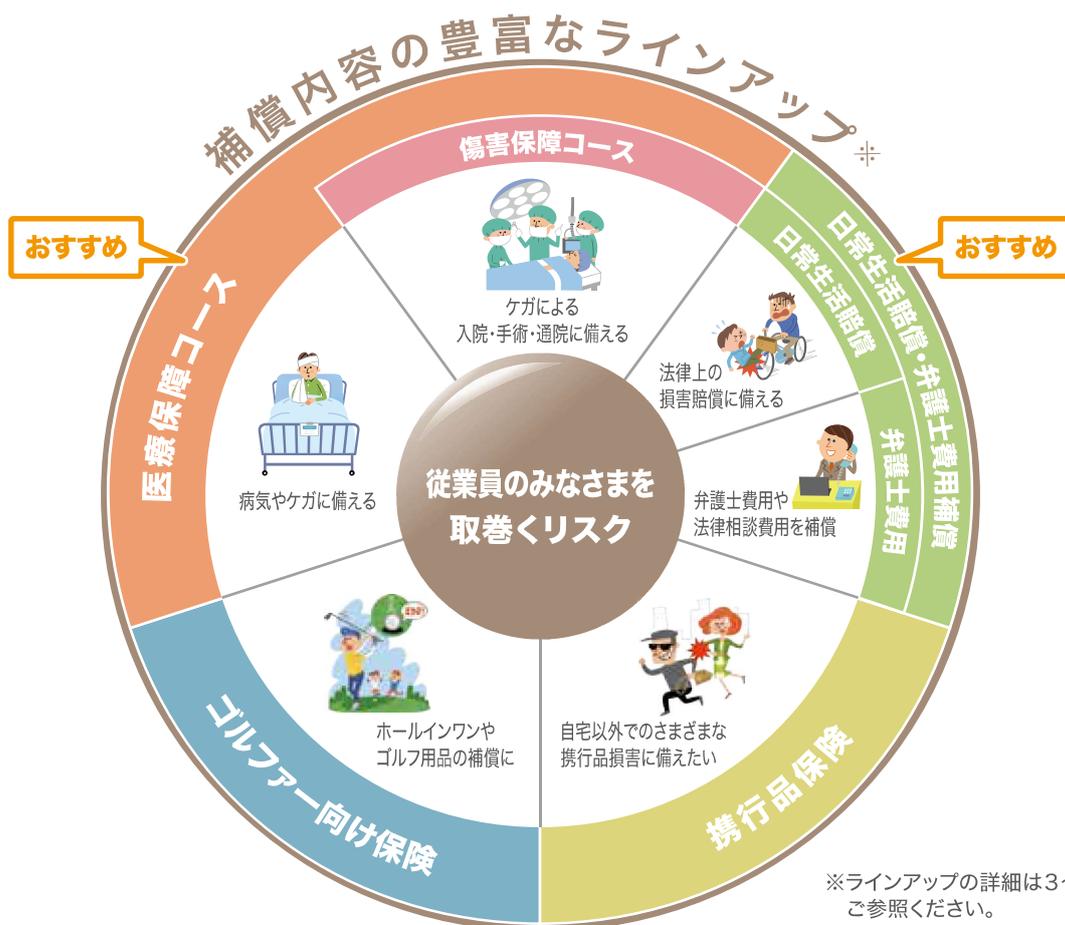
ルネサスグループならではの割安な保険料

疾病保障部分

37.0%割引

傷害保障部分

43.3%割引



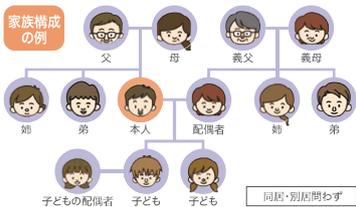
団体疾病・傷害保険にご加入の皆さまへ

2022年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、団体総合生活補償保険の保険料改定を行っております。更新に際し、改定後の保険料にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。



団体疾病・傷害保険のメリット

1 従業員ご本人さまだけでなくご家族も加入できます



2 所定の条件で退職後も継続加入が可能です!!

退職後も、満79才まで継続できます。詳しくは15ページ「ご退職後のお取扱い」をご参照ください。

3 ご加入には健康診断書の提出や医師の診査は不要です



健康状況に関する簡単な告知だけでOK!
(告知の内容によっては、新規のご加入・保険金額の増額ができない場合があります。)

WEBによる保険金請求手続きのご案内

スマートフォン等から簡単にWEB上で保険金請求連絡と手続きができるシステムです。万が一の際は、「保険金請求WEB」をご利用ください。

保険金請求WEBのメリット

- 速い!** WEB上で保険金請求連絡および書類のダウンロードができます。
- 便利! かんたん!** ケガでの保険金請求手続きは、所定の条件を満たせばWEB上で完了できます。
- スマートフォン等で右記QRコードより「保険金請求WEB」へ遷移しガイドに従い入力するだけなので手続きは簡単です。
- スマートフォン等をご利用の方はこちら



<ご注意> 日常生活賠償・弁護士費用補償は対象外になります。三井住友海上事故受付センター【0120-258-189(無料)】にご連絡をお願いします。



保険を見直す3つのチェックポイント

1 自分自身や家族にとってのリスクを考えてみましょう

保険を選ぶときは、自分自身や家族にとって「何がリスクであるのか」をチェックしてみましょう。

社会人になったので、自分で自分のケガや病気に備えたい

突然の事故で自分が亡くなったら、残された家族の生活はどうなるのか?

自転車事故を起こし、相手に重傷を負わせたら?

自分が働けなくなったら、生活費や住宅ローンはどうなる?

2 現在ご加入されている保険の補償内容を確認しましょう

リスクが把握できたら、そのリスクをカバーする保険の内容について、パンフレットでしっかり確認することが大切です。必要な補償がきちんと備わっているか、しっかり確認しましょう。分からない点があれば、代理店に相談しましょう。

3 自分にぴったりのプランを選びましょう

補償の内容を把握したら、自分に必要なプランを選んでいきます。本当にこの補償で十分なのか、オプションは足りているのかなど、加入する際にはじっくり検討して、自分と家族に合ったプランを選びましょう。

ご不明点等ありましたらお気軽に代理店にご相談ください。(ご連絡先はパンフレットP39をご確認ください。)



保険期間 2022年1月1日午後4時から2023年1月1日午後4時まで1年間
お支払方法 保険料の払込方法は毎月の給与から引き去りになります。

INDEX

商品ラインアップ	P3
保障内容と保険料 団体疾病・傷害保険	P5
医療保障コース (病気・ケガの補償)	P5
傷害保障コース(ケガの補償) 所得・本人介護補償(オプション特約)	P7
交通傷害保障コース(ケガの補償)	P8
日常生活賠償・弁護士費用補償 がん・三大疾病(オプション特約)	P9
ゴルフアワー向け保険 携行品保険	P10
団体疾病・傷害保険加入申込書 兼健康状況告知書への ご記入案内・ご記入例	P11
ご加入にあたっての注意事項 団体疾病・傷害保険のご加入内容 確認事項	P15
保険金をお支払いする場合・ 保険金をお支払いしない主な場合	P18
重要事項のご説明	P35
お問い合わせ先	P39

P16に引受ガイドラインを記載していますのでご確認ください。

医療保障コース(病気・ケガの補償)



補償項目	セット名	医療保障コース★		医療保障コースにご加入の方向けオプション		
		基本補償		成人病★		先進医療★
		1A ^{※1}	1B ^{※1}	2A ^{※2}	2B ^{※2}	2C ^{※1}
入院	病気	1,000円 (疾病入院保険金日額)		1,000円 (成人病入院保険金日額)		—
	ケガ	1,000円 (傷害入院保険金日額)		—		—
手術	病気	入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 疾病放射線治療 20倍 (それぞれ疾病入院保険金日額の倍数)		入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 疾病放射線治療 20倍 (それぞれ成人病入院保険金日額の倍数)		—
	ケガ	入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 (それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)		—		—
通院	病気 (退院後の通院に 限ります)	500円 (疾病通院保険金日額)		500円 (成人病のみ (成人病通院保険金日額))		—
	ケガ	500円 (傷害通院保険金日額)		—		—
先進医療費用保険金額		—		—		1,000万円
口数の制限		通算して1～20口の範囲内で加入 (被保険者が15才未満の場合は1～15口の範囲内で加入)		通算して1～20口の範囲内で加入 (被保険者が15才未満の場合は1～15口の範囲内で加入)		1口

※1 1A、1B、2Cのケガには、「天災危険補償特約」がセットされています。
※2 2A、2Bには、「成人病のみ補償特約」がセットされています。

■1口あたり月払保険料

年齢	医療保障コース★		医療保障コースにご加入の方向けオプション		
	基本補償		成人病★		先進医療★
	1A	1B	2A	2B	2C
0～4才	280円	170円	20円	10円	一律 50円
5～9才	250円	140円	20円	10円	
10～14才	220円	110円	20円	10円	
15～19才	220円	110円	20円	10円	
20～24才	240円	130円	20円	10円	
25～29才	270円	160円	20円	10円	
30～34才	300円	190円	30円	20円	
35～39才	300円	190円	30円	20円	
40～44才	310円	200円	40円	30円	
45～49才	340円	230円	60円	50円	
50～54才	410円	290円	100円	90円	
55～59才	510円	380円	150円	140円	
60～64才	660円	520円	240円	220円	
65～69才	930円	770円	370円	340円	
70～74才 (継続加入のみ)	1,310円	1,100円	550円	500円	
75～79才 (継続加入のみ)	2,010円	1,740円	950円	860円	

※上記の各年齢は2022年1月1日現在の満年齢となります。

★印のコース・オプションに新規加入、増額の場合は告知が必要です。
詳細は13ページ「5.告知事項のご説明」を参照ください。

<団体割引等>

- ・傷害部分：43.3% (団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用)
- ・病気部分：37.0% (団体割引30%、損害率による割引10%適用)



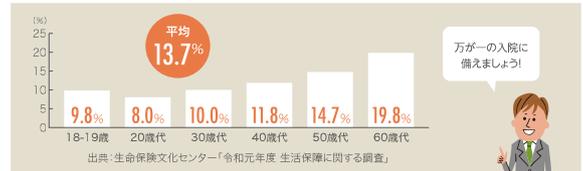
ご存知ですか？入院と治療費による高額医療費のリスク

約7人に1人が入院経験あり！

30歳代でも約10人に1人、60歳代には約5人に1人が、過去5年間に入院した経験があると答えています。



■過去5年間に入院した経験がある人の割合



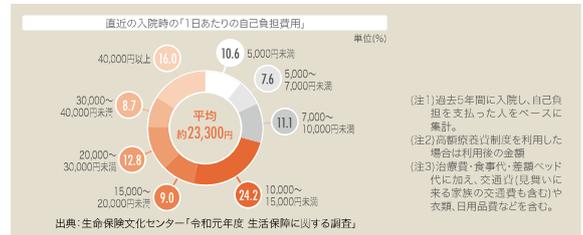
万が一の入院に
備えましょう！

入院時の費用がどれくらいかかるかご存知ですか？

入院した場合にかかる費用に備えることで万が一の場合も安心です。



■入院時にかかる自己負担費用



(注1)過去5年間に入院し、自己負担を支払った人をベースに集計。
(注2)高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額
(注3)治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る車検の交通費も含む)や衣類、日用品費などを含む。

■事例
大腸ポリープのため
日帰り手術を受けたケース(外来時)
1Aコースに2口加入の場合
・疾病手術保険金1,000円×2口×10 20,000円
合計 20,000円



万が一の手術も
安心です！

傷害保障コース(ケガの補償)



補償項目	セット名	傷害保障コース
入院	ケガ	1,000円 (傷害入院保険金日額)
手術	ケガ	入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 (それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)
通院	ケガ	500円 (傷害通院保険金日額)
傷害死亡・後遺障害		100万円 (傷害死亡・後遺障害保険金額)
口数の制限		20口(被保険者が15才未満の場合は15口)

※1 1D・3Aには、「天災危険補償特約」がセットされています。

■1口あたり月払保険料

年齢	傷害保障コース
年齢にかかわらず	1D 一律 250円

医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション

補償項目	ケガ死亡・後遺障害
ケガ死亡	3A ^{※1}
後遺障害	—
傷害死亡・後遺障害	—
傷害死亡・後遺障害	500万円 (傷害死亡・後遺障害保険金額)
口数の制限	1~4口の範囲内で加入

医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション

補償項目	ケガ死亡・後遺障害
ケガ死亡	3A
後遺障害	一律 420円

所得・本人介護補償(オプション特約)



補償項目	医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション
所得補償★	3C ^{※2,3}
本人介護★	3D ^{※4}
保険金額	月額10万円 / 300万円
口数の制限	5口限度(ご加入直前12か月の所得の平均月間所得額の40%以内) / 1口

※2 3Cには、「天災危険補償特約(所得補償特約用)および精神障害補償特約(所得補償特約用)」がセットされています。
 ※3 3Cの免責期間は180日、てん補期間は1年間です。また、ルネサスグループにお勤めのご本人さまのみがご加入できます。
 ※4 3Dのプランチャージ期間は180日です。本人介護(介護一時金支払特約)は、介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

■1口あたり月払保険料

年齢	医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
	所得補償★	本人介護★
	3C	3D
0~4才	—円	20円
5~9才	—円	20円
10~14才	—円	20円
15~19才	90円	20円
20~24才	180円	20円
25~29才	230円	20円
30~34才	310円	20円
35~39才	430円	20円
40~44才	580円	20円
45~49才	740円	40円
50~54才	890円	100円
55~59才	970円	230円
60~64才	1,050円	520円
65~69才	1,270円	1,220円
70~74才 (継続加入のみ)	2,090円	2,750円
75~79才 (継続加入のみ)	3,140円	6,080円

※上記の各年齢は2022年1月1日現在の満年齢となります。

★印のコース・オプションに新規加入、増額の場合は告知が必要です。
 詳細は13ページ「5. 告知事項のご説明」を参照ください。

<団体割引等>
 ・傷害部分:43.3% (団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用)。
 ・病气部分:37.0% (団体割引30%、損害率による割引10%適用)

交通傷害保障コース(ケガの補償)



補償項目	セット名	交通傷害保障コース
入院	ケガ	1,000円 (傷害入院保険金日額)
手術	ケガ	入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 (それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)
通院	ケガ	500円 (傷害通院保険金日額)
傷害死亡・後遺障害		100万円 (傷害死亡・後遺障害保険金額)
口数の制限		20口(被保険者が15才未満の場合は15口)

※5 1Eには、「交通事故危険のみ補償特約」がセットされています。

■1口あたり月払保険料

年齢	交通傷害保障コース
年齢にかかわらず	1E 一律 80円

<団体割引等>
 ・傷害部分:43.3% (団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用)。

<ご加入いただける口数について>
 医療保障コース、傷害保障コースおよび交通傷害保障コースあわせて傷害入院保険金日額30,000円以下(15才未満の場合は15,000円以下)、傷害通院保険金日額20,000円以下(15才未満の場合は10,000円以下)の範囲内でご加入ください。



お支払い事例

長期の通院治療にも安心です!

スポーツ中に足を骨折し、20日間ギプス固定したケース

1Dコース 10口に加入の場合

・傷害通院保険金 500円×10口×20日=100,000円

合計 100,000円



身近なケガにも安心の補償です!

駅構内の階段で転び、胸部を打撲。7日間通院したケース

1Eコース 6口に加入の場合

・傷害通院保険金 500円×6口×7日=21,000円

合計 21,000円



日常生活賠償・弁護士費用補償(オプション特約)

補償項目	セット名	
	医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
	日常生活賠償 3B	弁護士費用 3E
保険金額	1億円	弁護士費用等 300万円 法律相談費用 10万円
口数の制限	1口	1口

■1口あたり月払保険料

年 令	医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
	日常生活賠償 3B	弁護士費用 3E
年令にかかわらず	一律 90円	一律 190円

弁護士に相談できる事故の事例

自転車事故のトラブル
自転車とぶつかり後遺障害を負ったが相手の提示額に納得できず弁護士に仲介を依頼した。

自動車のトラブル
後から追突されたが相手が自分の非を認めず、賠償してくれない。

校内で起きたトラブル
校内で走ってきた相手とぶつかり大けが、相手の親との交渉について弁護士に相談した。



日常生活賠償特約は、被保険者欄に記入いただいた方とご家族が補償の対象となります。



※ご家族とは、配偶者、本人または配偶者と同居の親族・別居の未成年の子をいいます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監護義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親等内の血縁、配偶者および5親等内の血縁に限り)を被保険者としません。上記のイラスト以外のご家族の方も補償の対象となる場合があります。

がん・三大疾病(オプション特約)

補償項目	医療保障コース(1A・1B)にご加入で3Y・3Zに既にご加入の方向けオプション	
	がん診断保険金 3Y	三大疾病診断保険金 3Z
保険金額	100万円	100万円
口数の制限	1口	1口

■1口あたり月払保険料

年 令	がん診断保険金 3Y		三大疾病診断保険金 3Z	
	0~4才	20円	420円	50円
5~9才	20円	630円	50円	950円
10~14才	20円	780円	50円	1,160円
15~19才	20円	1,250円	50円	1,850円
20~24才	30円	2,410円	60円	3,530円
25~29才	90円	3,240円	160円	4,700円
30~34才	170円	4,150円	280円	6,010円
35~39才	280円	4,320円	430円	6,250円

※上記のご年令は2022年1月1日現在の満年令となります。

<団体割引等>
 ・傷害部分:43.3%(団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用)
 ・病氣部分:37.0%(団体割引30%、損害率による割引10%適用)

ゴルファー向け保険

●ご家族内で補償を希望される方それぞれがお申込みください。ご加入いただける方の範囲はP15をご確認ください。



補償内容	セット名	1J	1K	1L	2J	2K	2L
ゴルファー賠償責任保険金額		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額		100万円	60万円	30万円	100万円	60万円	30万円
ゴルフ用品保険金額		60万円	40万円	20万円	60万円	40万円	20万円
傷害死亡・後遺障害保険金額		-	-	-	1,000万円	600万円	300万円
傷害入院保険金日額		-	-	-	15,000円	9,000円	4,500円
傷害手術保険金		-	-	-	入院中手術 10倍 入院中以外の手術 5倍 (それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)		
傷害通院保険金日額		-	-	-	10,000円	6,000円	3,000円

(※1) 免責金額はありません。
 (※2) 原則としてセルフプレー中に達成された「ホールインワン・アルバトロス」はお支払いの対象となりませんのでご注意ください。詳細はP28をご確認ください。ホールインワン・アルバトロスは国内のみの補償となります。

■月払保険料

セット名	1J	1K	1L	2J	2K	2L
保険料	980円	610円	320円	1,170円	730円	380円

<団体割引等>
 ・傷害部分:43.3%(団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用)

携行品保険(動産総合保険)

●ご家族内で補償を希望される方それぞれがお申込みください。ご加入いただける方の範囲はP15をご確認ください。



セット	M
携行品損害(免責金額 3千円)	30万円

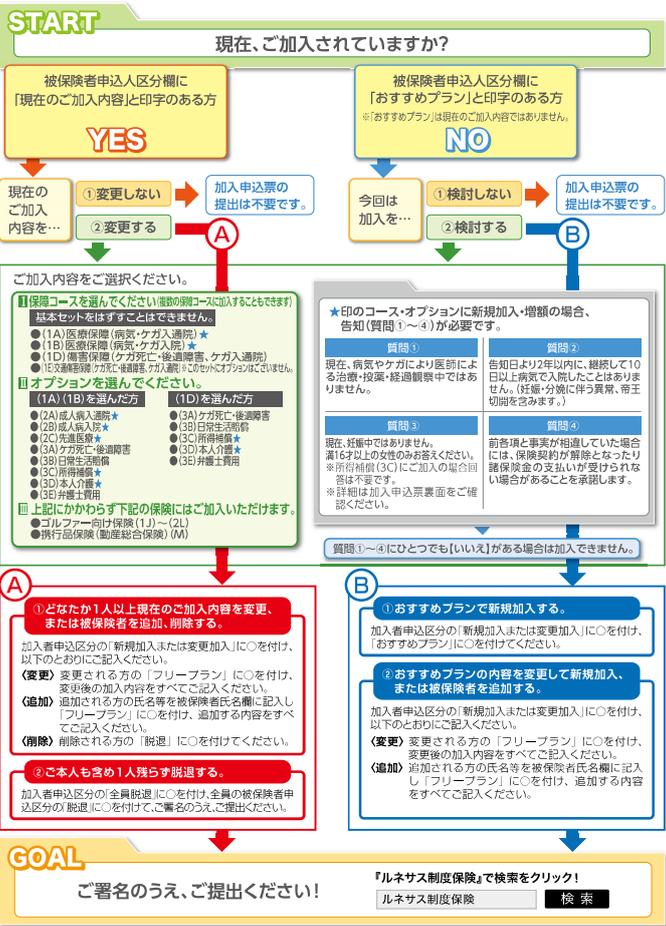
※終償額でのお支払い。国外において生じた損害についても補償の対象となります。

■月払保険料

セット	M
保険料	200円

<団体割引等>
 携行品保険部分:団体割引20%

団体疾病・傷害保険加入申込票 兼健康状況告知書へのご記入案内



団体疾病・傷害保険加入申込票 兼健康状況告知書へのご記入例

STEP 1

- 加入申込される日をご記入ください。
- 申込人氏名をカタカナでご記入いただき、その下に加入内容・告知内容をご確認のうえ、申込人ご自身でご署名ください。

STEP 2

- 加入者申込区分に○を付けてください。
- 補償の対象となる方の氏名をカタカナで記入し、生年月日、年齢、性別をご記入ください。(年齢は2022年1月1日時点の満年齢をご記入ください。)
- 申込人との続柄を選び○を付けてください。
- 加入申込票兼健康状況告知書の裏面の職種コード一覧を参考に職業名・職種名をカタカナでご記入いただき、職種コードもご記入ください。
- 被保険者申込区分に○を付けてください。
- 告知が必要となるお申込みの種類(医療保険コース(病気・ケガ(1A-1B))、成人病(2A-2B)、先進医療(2C)、所得補償(3C)、本人介護(3D)に、(1)新たにご加入される方。(2)ご加入内容を増額される方。
- 印字内容を変更するときは変更箇所のみではなく、「現在のご加入内容」「おすすめプラン」の印字内容を二重線で消去し、加入されるコース・オプションの全内容を「フリープラン」欄に全て漏れなくご記入ください。印字されていない被保険者が新規に加入される場合は「フリープラン」に○を付けて、加入されるコース・オプション欄に希望口数を全て漏れなくご記入ください。口数制限がございますのでパンフレットをご確認ください。
- 被保険者ごとご保険料を必ずご記入ください。

STEP 3

- 他の保険契約等・保険金請求歴につき、全被保険者分につきご確認・ご回答いただき、回答が「あり」の場合、被保険者ごとに回答の内容をご記入ください。
- 合計保険料を必ずご記入ください。

申込人署名欄

保険料

をお忘れなくご記入ください。

団体疾病・傷害保険のご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただいたためのものであります。お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・取扱または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- ・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
- ・保険金額（ご契約金額）
- ・保険期間（保険のご契約期間）
- ・保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないをご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。内容をよく確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追加をお願いいたします。

- ① 届かぬとご確認ください。
 - ・「加入申込票の「生年月日」または「年令」「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
 - ・「年令」欄は保険開始日時点での満年令をご記入ください。
 - ・「ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
 - ・または事前に打ち出している内容に誤りがないことを確認いただきましたか？
 - ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
 - ・ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、よ記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてご確認は不要となります。
- ② 以下に該当する内容をお申込みの方にご確認ください。
 - ・「前掲特約をお申し込みの場合のみ」をご確認ください。
 - ・保険金額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の40%以下となるようなタイプまたは口数でお申込みされていますか？
 - ・「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」をご確認ください。
 - ・被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続される場合

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

補償内容(保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合)
※印を付した用語については、P30～P33の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時の※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注) 1 Eセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。	【傷害死亡・後遺障害補償金額】×【死亡時または後遺障害等級】 (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害補償金額がある場合は、傷害死亡・後遺障害補償金額から既にお支払いした傷害後遺障害補償金額の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等*を使用している運転中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療に*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ (IA、IB、ID、3Aセットには天然危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射線・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頭(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的診断見解がないもの ●入浴中の事故* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等*」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事する中のケガ ●乗用車*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 ＜交通前泊留滞コースの場合＞
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 (注) 1 Eセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。	【傷害死亡・後遺障害補償金額】×【等級別定率】×【等級区分】 (注1) 政府労災補償で、傷害後遺障害補償金額をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害補償金額をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害補償金額がある場合は、傷害死亡・後遺障害補償金額から既にお支払いした傷害後遺障害補償金額の額を差し引いた額が限度となり、保険金をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等*を使用している運転中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療に*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ (IA、IB、ID、3Aセットには天然危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射線・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頭(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的診断見解がないもの ●入浴中の事故* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等*」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事する中のケガ ●乗用車*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 ＜交通前泊留滞コースの場合＞
傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガのため、入院された場合 (注) この状態を「傷害入院」といいます。 (注) 1 Eセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。	【傷害入院保険金日額】×【傷害入院日数】 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含まれません。 ①入院中に受けた手術の場合 【傷害入院保険金日額】×【2日】 ②1日以上の手術の場合 【傷害入院保険金日額】×【1日】 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の多い(いずれか)1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ③医師診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ④医師診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみの算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなり、直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等*を使用している運転中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療に*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ (IA、IB、ID、3Aセットには天然危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射線・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頭(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的診断見解がないもの ●入浴中の事故* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等*」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事する中のケガ ●乗用車*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 ＜交通前泊留滞コースの場合＞
傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約 ☆傷害手術保険金支払倍率変更特約セット	保険期間中の事故によるケガ*の治療のため、傷害入院保険金の支払対象期間(1,095日)中に手術*を受けられた場合 (注) 1 Eセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術の場合 【傷害入院保険金日額】×【2日】 ②1日以上の手術の場合 【傷害入院保険金日額】×【1日】 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の多い(いずれか)1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ③医師診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ④医師診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみの算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなり、直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等*を使用している運転中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療に*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ (IA、IB、ID、3Aセットには天然危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射線・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頭(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的診断見解がないもの ●入浴中の事故* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等*」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事する中のケガ ●乗用車*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 ＜交通前泊留滞コースの場合＞

※印を付した用語については、P30～P33の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害通院保険金 ★傷害通院（MS&AD型）の特約	保険期間中の事故によるケガのため、通院された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靭帯、靭帯（じん）弛緩等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 （注）1日セットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 （注1）傷害通院の日数には以下の日数を含まれません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間（1,095日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数（90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 （注3）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを受けた場合は、傷害通院保険金を重ねてお支払いしません。	P18の傷害通院保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セト	保険期間の開始後 ^(*) に発病した病気のため、保険期間中に入院された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） （※）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初の契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 （注1）疾病入院の日数には以下の日数を含まれません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間（1,095日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数（180日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 （注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を発病した場合は、疾病入院保険金を重ねてお支払いしません。	●保険契約書、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害 ^(**) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免除に準ずる一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ^(***) ●核燃料物質等の放射性・爆発性による病気 ^(***) ●妊婦または出産（「胎児の給付」等 ^(***) の対象となるべき期間については、保険金をお支払いしません。） ●原因が不明なときでも、顕（ひび）部症候群、顕（ひび）部その他の症状を訴えている場合に、それと裏付けるに足りる医学的見解がないもの ^(***) ●健康状況告知の二重宣言により補償対象外とする病気 ^(***) （加入者証等に記載されます。） など （注）保険期間の開始時 ^(***) より前に発病した病気 ^(***) については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院を開始した日 ^(***) からご加入の継続する期間を超過して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （※1）「精神障害」とは、平成元年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分組コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内訳については、厚生労働省「自主管理統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要（ICD-10（2003年版））準拠」」によりります。（特定精神障害補償特約（自動的）にセットされます。）のセト後の内容となります。 ＜支払対象外となる精神障害の例＞ アルコール依存、薬物依存 など （※2）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なからず引渡保険会社が認められる場合は、保険金の金額または一部をお支払いすることがあります。 （※3）公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家散養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 （※4）その病気と医学上因果関係がある病気を含まず。 （※5）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初の契約の保険期間の開始時をいいます。 （※6）疾病入院保険金または疾病補償特約の疾病入院保険金または疾病補償特約の疾病入院保険金に付随する「放射線治療」の開始時、に疾病入院が開始したものとみなします。
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セト	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気の治療のために疾病入院保険金の支払対象期間（1,095日）中に手術を受けたものとします。 （※）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初の契約の保険期間の開始後とします。	①一回の手術について、次の額をお支払いします。 ●入院中に受けた手術の場合 疾病手術保険金日額 × ② ②①以外手術の場合 （疾病手術保険金日額） × ③ （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額のみをいす1回の手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医師診察報酬点数表が手術が1日に必要とされるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医師診察報酬点数表において、一連の治療を過程で複数回実施しても手術料が1回のみの算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合は、その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて1日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	①手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ②①以外手術の場合 （疾病手術保険金日額） × ③ （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額のみをいす1回の手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医師診察報酬点数表が手術が1日に必要とされるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医師診察報酬点数表において、一連の治療を過程で複数回実施しても手術料が1回のみの算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合は、その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて1日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セト	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気の治療のために疾病入院保険金の支払対象期間（1,095日）中に放射線治療を受けたものとします。 ②保険期間の開始後 ^(*) に発病した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けた場合 （※）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初の契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療 ^(*) について、次の額をお支払いします。 （疾病放射線治療日額） × ② （注1）同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1回の放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 （注2）疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金を支払った日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セト	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院の原因となった病気 ^(*) の治療のため、通院された場合（以下、この状態を「疾病通院」といいます。）	疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 （注1）疾病通院の日数には以下の日数を含まれません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間（180日）が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間（1,095日）中に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を超過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数（90日）に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 （注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 （注3）疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を発病した場合は、疾病通院保険金を重ねてお支払いしません。 （注4）疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を超過するまでに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気を含まず。）によって再度疾病入院に該当した場合は、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院を開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	P19の疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セト	ケガまたは病気 ^(*) の治療のため、保険期間中に日本国内において先進医療 ^(**) を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 （注）継続加入の場合、継続前のご契約の支払条件/課金も併せて適用します。 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生時の時が、病気 ^(**) を発病した時が、そのケガまたは病気 ^(**) によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を超過して1年以前であるときは、2により算出した額をお支払いします。 （※1）「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価医療費のうち、別に厚生労働大臣が定める（先進医療ごと）に引当する病状または診療所において行われるものに限ります。をいいます。 医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。 （※2）先進医療の原因となった病気と医学上因果関係のある病気を含まず。	ケガまたは病気 ^(*) の治療のため、保険期間中に日本国内において先進医療 ^(**) を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 （注）継続加入の場合、継続前のご契約の支払条件/課金も併せて適用します。 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生時の時が、病気 ^(**) を発病した時が、そのケガまたは病気 ^(**) によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を超過して1年以前であるときは、2により算出した額をお支払いします。 （※1）「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価医療費のうち、別に厚生労働大臣が定める（先進医療ごと）に引当する病状または診療所において行われるものに限ります。をいいます。 医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。 （※2）先進医療の原因となった病気と医学上因果関係のある病気を含まず。	●保険期間の開始時 ^(***) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(***) については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生時の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気 ^(**) によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を超過して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （※4）その病気と医学上因果関係がある病気を含まず。 （※5）先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初の契約の保険期間の開始時をいいます。
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セト	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気の治療のために疾病入院保険金の支払対象期間（1,095日）中に手術を受けたものとします。 （※）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初の契約の保険期間の開始後とします。	①一回の手術について、次の額をお支払いします。 ●入院中に受けた手術の場合 疾病手術保険金日額 × ② ②①以外手術の場合 （疾病手術保険金日額） × ③ （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額のみをいす1回の手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医師診察報酬点数表が手術が1日に必要とされるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医師診察報酬点数表において、一連の治療を過程で複数回実施しても手術料が1回のみの算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合は、その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて1日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	

※印を付した用語については、P30～P33の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合								
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	医師によって、病理組織学的所見（生検）により特約記載のがん（悪性新生物）に罹患したことが診断され、治療を開始された場合（保険期間中がんが診断された場合に限ります。） 【注1】病理組織学的所見（生検）が得られない場合、他の所見による診断も認められます。 【注2】【継続加入において、継続前後でこの特約のお支払条件が異なる場合の留意事項】 がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん（悪性新生物） ^(*) を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん（悪性新生物） ^(*) を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん（悪性新生物） ^(*) を発病した時が、がん診断時の満了日から加入の継続する期間を過ぎた1年以上前であるときは、②より算出した額をお支払いします。 【※】がん（悪性新生物）と医学上因果関係がある病気を含みます。	【 がん診断保険金補償の金額 】 【注1】保険期間中1回に限ります。 【注2】被保険者が医師から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 【注3】この特約をセットした契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のこの特約の開始日より前です。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」【注】を除きます。のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん（悪性新生物） ^(*) 、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、この保険契約の開始日より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん（既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。） など 【※】この特約をセットした契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のこの特約の開始日より前です。								
三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	医師によって、特約記載の三大疾病ががん（悪性新生物） ^(*) 、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。に罹患、発病したことが診断され、治療を開始し、下次の支払要件を満たした場合（保険期間中がんが診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院されたことに限ります。） 【注1】病理組織学的所見（生検）が得られない場合、他の所見による診断も認められます。 【注2】【継続加入において、継続前後でこの特約のお支払条件が異なる場合の留意事項】 三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん（悪性新生物） ^(*) を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん（悪性新生物） ^(*) を発病した時、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん（悪性新生物） ^(*) を発病した時が、がん診断時の満了日から加入の継続する期間を過ぎた1年以上前であるときは、②より算出した額をお支払いします。 【※】がん（悪性新生物） ^(*) 、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気を含みます。	【 三大疾病診断保険金補償の金額 】 【注1】保険期間中1回に限ります。 【注2】被保険者が医師から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 【注3】この特約をセットした契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のこの特約の開始日より前です。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」【注】を除きます。のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん（悪性新生物） ^(*) 、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、この保険契約の開始日より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん（既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。） など ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中（このとき医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。） など 【※】この特約をセットした契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のこの特約の開始日より前です。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん（悪性新生物）^(*)を発病したとき、急性心筋梗塞の発病したとき、脳卒中を発病したとき</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞を発病したとき</td> <td>その急性心筋梗塞を治療を直接の目的として入院を開始したこと、脳卒中を発病したとき</td> </tr> <tr> <td>脳卒中を発病したとき</td> <td>治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> </tbody> </table>	支払事由	支払要件	がん（悪性新生物） ^(*) を発病したとき、急性心筋梗塞の発病したとき、脳卒中を発病したとき	—	急性心筋梗塞を発病したとき	その急性心筋梗塞を治療を直接の目的として入院を開始したこと、脳卒中を発病したとき	脳卒中を発病したとき	治療を直接の目的として入院を開始したこと。		
支払事由	支払要件										
がん（悪性新生物） ^(*) を発病したとき、急性心筋梗塞の発病したとき、脳卒中を発病したとき	—										
急性心筋梗塞を発病したとき	その急性心筋梗塞を治療を直接の目的として入院を開始したこと、脳卒中を発病したとき										
脳卒中を発病したとき	治療を直接の目的として入院を開始したこと。										

団体疾病・傷害保険 保険金をお支払いする場合の補足事項

(☆) 疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）
【**継続加入において、継続前後でこの特約のお支払条件が異なる場合の留意事項**】
病気を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(*)の原因となった病気^(*)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
②この保険契約のお支払条件で算出した金額
ただし、病気^(*)を発病した時が、その病気による入院^(*)を開始された日から加入の継続する期間を過ぎた1年以上前であるときは、②より算出した額をお支払いします。
【※】疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
【※2】疾病入院^(*)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^(*)を含みます。

補償対象外となる運動等
山岳登山 ^(*) 、リュージュ、ホップスレー、スケルトン、航空機 ^(*) 操縦 ^(*) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(*) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動
【※1】ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。 【※2】グライダーおよび飛行船は含みません。 【※3】職務として乗務する場合は含みません。 【※4】モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
補償対象外となる職業
オートレース（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競舟選手、狂駟取扱者（動物飼育の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（シフリを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

特約の説明	特約の説明
【 セプトする特約 】 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セプト） 天災危険補償特約（1A、1B、1D、2C、3Aセプト）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 ^(*) 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ^(*) のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金
成人病のみ補償特約（2A、2Bセプト） 保険金の請求に関する特約（2A、2Bセプト）	【 先進医療費用保険金 】 特約記載の成人病（がん（悪性新生物） ^(*) 、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち特約記載の病気をいいます。）の治療を目的とした入院 ^(*) および通院 ^(*) の期間ならびに手術 ^(*) および放射線治療 ^(*) に限り、疾病保険金をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセプトされます。 被保険者が医師から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 【注】被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 本特約が適用される傷病名
精神障害補償特約（所得補償特約用）（3Cセプト）	所定の範囲 ^(*) の精神障害を被り、これを原因として発生した就業不能 ^(*) についても保険金をお支払いします。 【※】支払対象となる「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF04からF09、F20からF51、F53からF54、F59からF63、F68からF69およびF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類標準（ICD-10）（2003年度版）準拠」によりします。 統合失調症、躁鬱病、うつ病、パニック障害、連続不安定性格障害 など
天災危険補償特約（所得補償特約用）（3Cセプト）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ^(*) による就業不能 ^(*) の場合も、所得補償保険金をお支払いします。
疾病手術保険金等支払率変更特約（1A・1B・2A・2Bセプト）	疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金について、入院 ^(*) 中に受けた手術 ^(*) および放射線治療 ^(*) の場合の支払額は、[疾病入院保険金日額] × 20に変更します。入院中に受けた手術の場合の支払額は、[疾病入院保険金日額] × 10です。
傷害手術保険金支払率変更特約（1A・1B・1D・1Eセプト）	傷害手術保険金をお支払いする倍率次のとおり変更します。 ①入院 ^(*) 中に受けた手術 ^(*) の場合 【傷害手術保険金日額】 × 20 ②①以外の手術の場合 【傷害手術保険金日額】 × 10

※印を付した用語については、P30～P33の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各冊の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害手術保険金 ★ゴルフアービメン 補償特約 [2.1.2K、2.Lのみ]	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*の治癒のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(180日)中に手術*を受けた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 (P26の傷害死亡保険金と同じ) ①入院*を受けた手術の場合 【傷害入院保険金日額】 × 110 ②①以外の手術の場合 【傷害入院保険金日額】 × 15 (注) ①に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高い(すくなく)1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、支払します。 ③医師診療報酬点数表に手術料が1日につき設定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、支払します。 ④医師診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1日につき設定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金がお支払されることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に該当する手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
傷害通院保険金 ★ゴルフアービメン 補償特約 [2.1.2K、2.Lのみ]	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院できない場合で、骨折、脱臼、軟(じ)肉(じ)帯(たい)傷(けい)等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものとし、支払します。	【傷害通院保険金日額】 × 【傷害通院の日数】 (注) 1 傷害通院の日数に以下の日数を含まれます。 ・事故の発生日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づき傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注) 2 傷害入院保険金をお支払する期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注) 3 傷害通院保険金をお支払する期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払しない場合」に該当するケガ*を受けた場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフ用品**の盗難またはゴルフクラブの破損・曲折事故*が起きた場合 (*) 「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを受取るバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含まれません。 (注) 1 自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲折事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注) 2 ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲折に対しては保険金をお支払いしません。	被害物の損害額(被害物の修理または時価額*のいずれか低い方が限度となります。)*をお支払いします。 (注) 1 保険金のお支払額は、保険期間を通し、保険金額が限度となります。 (注) 2 補償の特約や引受保険会社以外の保険契約を有する場合は、【他にある場合、補償の特約や引受保険会社以外の保険契約を有する場合は、保険金額が異なる場合があります。】が他にある場合、補償の特約や引受保険会社以外の保険契約を有する場合は、保険金額が異なる場合があります。加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 ●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、曇り、変色、傷、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷。またはゴルフ用品の消耗品として、ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い、穴食い等による損害 ●ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い、穴食い等による損害 ●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、曇り、変色、傷、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷。またはゴルフ用品の消耗品として、ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い、穴食い等による損害 ●盗難、その他の変失、暴動による損害(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免除に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となりません。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核放射物質等の放射性・爆発性による損害	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用 保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険)	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワンまたはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかけた費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア 同伴競技者 イ 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディー*等、具体的に次の方をいいます。) 同伴キャディー、ゴルフ場使用者、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に出入りする従業員等、工事業者 など (注) 別記として、ホールインワン中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ホールインワンキャディーを伴っていない場合は、同伴キャディーの目撃証明を添付して前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 ②達成証明資料**によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、●アマチュアゴルフファーク、ゴルフ場で、バー35以上の9ホールを正規にラウンドし、●名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です)プレー中のホールインワンまたはアルバトロス、●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書**により証明できるものに限ります。 (*) 「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (*) 2 「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のイの方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です。) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行する権限を有する者 (注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	次の費用のうち実際に支出した額 ア 前記費用に加入した費用 イ 祝儀費に関する費用 ウ ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ 同伴キャディーに対する祝儀 オ その他特約として負担することが適当な社会費、自然保護**またはゴルフ場運営者に設立した各種費用、ゴルフ場の使用者に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するメモメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (*) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (*) 2 自然保護は、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注) 1 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注) 2 ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)*ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注) 3 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)*が他にある場合、補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注) 4 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	●日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場*の経営者、が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用者**が実際にプレーしているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*) 「ゴルフ場の使用者」には、臨時雇いを含みます。

【特約の説明】	セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免除に関する一部修正特約		保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱、暴動」については、テロ行為は保険金の対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教、思想的な主義、主義を有する団体、個人またはこれと連帯するものがその主義、主張に関して行う暴力的行動をいいます。

携行品保険(動産総合保険)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
損害保険金	保険の対象である動産について、火災、落雷、破損、爆発、盗難、破損、取扱いの不注意等の偶然な事故によって損害が生じた場合に保険金をお支払いします。 (注) 別記特約を有する場合は、損害を被る場合を除きます。「(保険金をお支払いしない主な場合)」をご参照ください。	損害保険金=損害額(時価額) - 免責金額 ただし、1事故につき1日あたり10万円を超える場合は、損害の額を10万円とみなします。 盗難、小切手、乗車券等(注)については1事故につき、損害の額が5万円を超える場合は、損害の額を5万円とみなします。 (注) 乗車券等 数、船舶、航空機の乗車券、航空券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券およびプリペイドカードは含まれません。
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金がお支払される場合に、残存物の取片づけのために費用を支出した場合にお支払いします。	実費(損害保険金の10%が限度)をお支払いします。
修理付帯費用保険金	火災、落雷、破損、爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用(注)をお支払いします。 (注) 代替物の償得費用を除きます。ただし居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。	1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生および拡大の防止のために必要かつ有益な費用がある場合にお支払いします。	損害保険金とあわせて保険金額を限度にお支払いします。
権利保全行使費用	引受保険会社が取得する権利(注)の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。 (注) 損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。	実費をお支払いします。

※印の用語のご説明

(詳細は代理店・取扱者または引戻保険会社までお問い合わせください。)

交通乗用具	電車、自動車（スノーモービルを含みます）、自動車付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます）、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
誤嚥（えん）	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを行います。
骨髄採取手術	組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設（ゴルフ練習場を含みます。）をいいます。 ホールインワン・アルバトロス費用補助特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在する、ゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
ゴルフ場敷地内	「ゴルフ場」として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
サ行 再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するに必要となる金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車を含みます。
支払限度日数	支払対象期間内において、支払の限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証記載の期間または日数とします。
支払対象期間	適用される保険金の名称
	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害入浴保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入浴保険金 ・疾病通院保険金
司法書士が行う相談	適用される保険金の名称
	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害入浴保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入浴保険金 ・疾病通院保険金
司法書士が行う相談	司法書士法第3条（業務）第1項第5号および同項第7号に規定する相談をいいます。

就業不能	ケガまたは病気を受け、入院していることまたは治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能とはいいません。
就業不能期間	①補償期間*内における被保険者の就業不能*の日数（就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数）をいいます。
酒気帯び運転	道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転することをいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為*（*）。ただし、劇痛処置、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非腫瘍的または徒手の整復術、整復固定術および抜歯術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療*に該当する診療行為*（*）。 （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 （*2）①の診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、掻出等の処置を施すものに限りません。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬物投与、局所的薬物投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
所得補償保険金の免責期間	就業不能*開始から起算して、連続して就業不能である一定の期間（加入者証等記載の日数）をいいます。この期間は保険金を支払の対象となりません。ただし、骨髄採取手術*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
親族	6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。

※印の用語のご説明

(詳細は代理店・取扱者または引戻保険会社までお問い合わせください。)

先進医療	手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療）ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および医師等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類する事象をいいます。
夕行 治療	医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病室もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることを行い、オンライン診療による診療を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合は、公的医療保険制度における医師診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみの通院*とみなします。
浴水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
てんかん期間	所得補償保険金の免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間（加入者証等記載の期間をいいます。）をいいます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
ナ行 入院	自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
ハ行 配偶者	婚姻の相手方であり、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるい互恵の実質を備える状態にある方を含みます。
賠償義務者	被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
発病	医師*が診断*した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。 （*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
病気	被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガ*については、病気として取り扱います。

平均月間所得額	所得補償保険金の免責期間*が満了する直前1か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。 就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
弁護士費用等	損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用*を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支払う際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。 ①あらかじめ引戻保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士*、司法書士または行政書士*に対する弁護士報酬* ^(*) 、司法書士報酬* ^(*) または行政書士報酬* ^(*) ②訴訟費用、仲裁、和議もしくは調停に付した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 ③事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任状によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。 （*）② ③の代理の対価として算定される金額をいいます。
放射線治療	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
法律相談	次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為*、書面による鑑定、法律事務の調停、遺贈作成および法律事務の執行等は含まれません。 ①弁護士が行う相談 ②司法書士が行う相談 ③行政書士が行う相談 （*）審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。
法律相談費用	法律相談*の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当を含みません。
ホールインワン	各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
マ行 未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

重要事項のご説明

契約概要のご説明 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型) / ゴルファー向け保険 (団体総合生活補償保険) / 携行品保険 (動産総合保険))

- ご加入に際して特にご確認ください。この「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいようお願いいたします。
- 申込人と被保険者 (補償の対象者) が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって異なります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の徴収・保険料領収書の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約有効期限内に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものととなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

【団体総合生活補償保険 (MS&AD型)】
この保険は、被保険者 (補償の対象者) が事故によりケガをされた場合 (傷病併発特約等をセットした場合) や病状になられた場合 (疾病補償特約等をセットした場合) 等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、賠償責任など法律でのごまかえない事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○: 被保険者の範囲、一: 被保険者の対象外)		
本人*	本人**	配偶者	その他親族
本人型	○	—	—

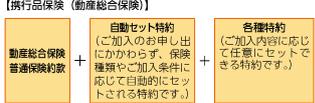
加入タイプ	被保険者の範囲 (○: 被保険者の範囲、一: 被保険者の対象外)		
本人*	本人**	配偶者	その他親族
本人型	○	—	—

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約 がん診断保険金補償 (特約期間不設型) 特約	
三大疾病診断保険金補償 (特約期間不設型) 特約	本人**のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満15才以上79才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
介護一時金支払特約	本人**のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満15才以上79才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
先進医療費用保険金補償特約	本人**のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満15才以上79才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
所得補償 (MS&AD型) 特約	本人**のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満15才以上79才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
日常生活賠償特約	(a) 本人** (b) 本人**の配偶者 (c) 同居の親族 (本人**またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子 (本人**またはその配偶者と別居の、本人**またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任能力者である場合は、その方の親権者、その方の法定監督義務者および監督義務者代わって責任能力者を監督する方**。ただし、その責任能力者に関する事故に限りします。
弁護士費用特約	(a) 本人** (b) 本人**の配偶者 (c) 同居の親族 (本人**またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子 (本人**またはその配偶者と別居の、本人**またはその配偶者の未婚の子)

【ゴルファー向け保険 (団体総合生活補償保険)】
この保険は、被保険者 (補償の対象者) が法律上の携行品賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルファー賠償責任保険特約	(a) 本人** (b) 本人**が責任能力者である場合は、その方の親権者、その方の法定監督義務者および監督義務者代わって責任能力者を監督する方**。ただし、その責任能力者に関する事故に限りします。
ゴルファー傷害補償特約	本人**のみが被保険者となります。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険)	本人**のみが被保険者となります。

(*) 加入申込書の被保険者ご本人確認の方をいいます。
(**) 監督義務者に代わって責任能力者を監督する方は、責任能力者の範囲外です。転居および3親等内の範囲となります。
(注) 同居・別居の引および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票とは同一であっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。



(2) 補償内容【共通】

保険金をお支払いする場合は本商品パンフレットのとおりに。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
① 保険金をお支払いする場合 (支払事由) と保険金のお支払額
本商品パンフレットをご参照ください。
② 保険金をお支払いしない主な場合 (主な免責事項)
本商品パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約「保険金を支払わない場合」の項目に記載されています。

(3) セットできる主な特約およびその概要

- 【団体総合生活補償保険 (MS&AD型)】**
① がん診断保険金補償 (特約)
② 三大疾病診断保険金補償 (特約)
③ 介護一時金支払特約
④ 先進医療費用保険金補償 (特約)
⑤ 所得補償 (MS&AD型) 特約
⑥ 日常生活賠償特約
⑦ 弁護士費用特約
- 【携行品保険 (動産総合保険)】**
この保険契約にはおさまりの任意で特約はありませんが、ご加入されているセットでは、携行品一式特約 (個人用) (ルネサスエレクトロニクス表用) があらかじめセットされています。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。なお、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(4) 保険期間【共通】

ご加入いただく保険金額については、本商品パンフレットまたは加入申込書の保険期間欄にてご確認ください。
【引受条件 (共通)】
ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。おさまりが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本商品パンフレットの保険金額欄および加入申込書・普通保険約款・特約にてご確認ください。
【団体総合生活補償保険 (MS&AD型)】
保険金額は被保険者 (補償の対象者) の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引できない保険金額・ご加入条件等も場合がありますのであらかじめご承知おかせください。

【携行品保険 (動産総合保険)】

おさまりが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本商品パンフレットをご参照ください。

2 保険料

【団体総合生活補償保険 (MS&AD型)】

保険料は保険金額・被保険者 (補償の対象者) の方の年齢・保険期間等によって決定されます。おさまりが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込書の保険料欄にてご確認ください。
【ゴルファー向け保険 (団体総合生活補償保険)】
保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。おさまりが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込書の保険料欄にてご確認ください。
【携行品保険 (動産総合保険)】
保険料は、保険金額・保険期間、保険の対象となる建物の構造等によって決まります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。おさまりが実際にご加入いただく保険料につきましては、本商品パンフレットP10または加入申込書の保険料欄にてご確認ください。

【携行品保険 (動産総合保険)】

保険料は、保険金額・保険期間、保険の対象となる建物の構造等によって決まります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。おさまりが実際にご加入いただく保険料につきましては、本商品パンフレットP10または加入申込書の保険料欄にてご確認ください。

【注意喚起情報のご説明 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型) / ゴルファー向け保険 (団体総合生活補償保険) / 携行品保険 (動産総合保険))】

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。この「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいようお願いいたします。
- 申込人と被保険者 (補償の対象者) が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって異なります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の徴収・保険料領収書の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約有効期限内に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものととなります。

1 クーリングオフ説明書 (ご契約のお申込みの撤回) 【共通】

この保険はルネサスエレクトロニクス株式会社が発行する保険契約書となる団体契約であることからクーリングオフの対象となります。

2 告知義務等

(1) 告知義務 (ご加入時にお申し出いただく事項) 【共通】

■被保険者 (補償の対象者) には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求め、ご加入申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合に告知した事項が事実と異なる場合には、告知を削除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- 【団体総合生活補償保険 (MS&AD型)】**
① がん診断保険金補償 (特約) に関する事項
(*) 同様の危険を補償する他の保険契約等でも、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等を含み、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約を含みます。
② 被保険者の「生年月日」「年令」(病気を補償する契約に限りします)
③ 被保険者の健康状況告知 (病気を補償する契約に限りします)
(注) 告知事項の回答があった場合は、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

【ゴルファー向け保険 (団体総合生活補償保険)】

(*) 同様の危険を補償する他の保険契約等でも、ゴルファー保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等を含み、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

【携行品保険 (動産総合保険)】

ご加入後、これに関する事項が発生する場合には、ご加入内容の変更が必要となりますので、速やかに代理店・扱者または引受保険会社にご確認ください。

* 加入者ご記載の住所または電話番号を変更する場合 等

3 保険料の払込方法について【共通】

保険料の払込方法は毎月の給与から引き去りになります。3月の給与引き去りで初回保険料を払い込み、以降毎月の回数に分けて払い込みが割り引かれます。分割払いの場合には、払込回数により、保険料が割増となります。

4 満期返れい金・契約者配当金【共通】

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無【共通】

ご加入の経過 (解約) に際しては、ご加入の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払い戻しは、必ずしも返還されず、約加で請求したにもかかわらず、その払い戻しがない場合は、ご契約を解除することとなります。【注意喚起情報のご説明】の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

(2) その他の注意事項

■団体の危険を補償する他の保険契約等**で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受取られたことがある場合は、加入申込書の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。

【団体総合生活補償保険 (MS&AD型)】

(*) 団体の危険を補償する他の保険契約等**とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等を含み、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

■【団体総合生活補償保険 (MS&AD型)】とは、団体総合生活補償保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等を含み、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

【携行品保険 (動産総合保険)】

■保険金受取人について
・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
(注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険料約款と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままに契約されたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

保険金受取人	傷害死亡保険金
ご加入者	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険料約款と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままに契約されたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
上記以外	・普通保険約款・特約に定められています。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

【団体総合生活補償保険 (MS&AD型)】

■被保険者が保険契約者以外の方である場合には、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者以外のご契約者**の契約を請求することができません。この場合、保険契約者はこの保険契約**を解約しなければなりません。

注意喚起情報のご説明 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型) / ゴルファー向け保険(団体総合生活補償保険) / 携行品保険 (動産総合保険))

- ①この保険契約^(*)は被保険者となることについて、同意して
ないかつたとき
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに
該当する行為があったとき
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ
や病気を発生させ、または発生させようとしたこと
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、
その他の反社会的勢力に該当するとき
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく
過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされる
おそれがあるとき
⑤①～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険
契約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この
保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に
著しい変更があったとき
また、①の場合、被保険者が引受保険会社に解約を求めたこと
が認められるときは、その際は被保険者であることの証明書等の提出
が必要となります
(*) 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

【ゴルフ向け保険(団体総合生活補償保険)】

- ゴルフ用-傷害補償特約 (以下、傷害補償特約) といえます。
の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに
該当するときは、被保険者は保険契約者に傷害補償特約^(*)
の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は傷害補償
補償特約^(*)を解約しなければなりません。
①傷害補償特約^(*)の被保険者となることについて、同意してい
なかつた場合
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに
該当する行為があったとき
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病
気を発生させ、または発生させようとしたこと
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
③他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく
過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるお
それがあるとき
④①～③の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償特
約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
⑤保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、傷害
補償特約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著
しい変更があった場合
また、①の場合、被保険者が引受保険会社に傷害補償特約^(*)
の解約を求めたこととなります。その際は被保険者であることの
証明書等の提出が必要となります。
(*) 傷害補償特約
その被保険者に係る部分に限ります。

【団体総合生活補償保険(共通)】

- 複数のご契約があるお客さまへ
この特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約 (団体
総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険
会社以外の保険契約を含みます。) が他に存在するときは、補償が重
複することとなります。補償が重複すると、補償対象となる事故
による損害については、いずれの保険契約からでも補償されます
が、損害の額等によってはいずれかの保険契約からは保険金
が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがありま
す。補償内容の変更や保険金額等を確認し、特約の要否を判断の
うえ、ご加入ください。
(注) 複数のご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみに
セットしている場合、ご加入を断られたときや、家族状況の変化
(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象となっ
たとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する 他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 日常生活賠償特約 ゴルフ用-傷害補償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害賠償特約
③	団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルバトロス費用 補償特約 (団体総合生活補償保険別)	ゴルフツアー保険 ホールインワン・ アルバトロス 費用補償特約

3 補償の開始時期【共通】

始明日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本商品
パンフレット記載の方法によりお支払いください。本商品パ
ンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない
場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお
支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合 (主な免責事由) 等【共通】

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合
本商品パンフレットをご確認ください。なお、保険金を支払
わない場合は普通保険約款・特約の「保険金を支払わ
ない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
(2) 重大事由による解除
次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払
いできません。ご契約が解除された場合、
【団体総合生活補償保険(共通)】
①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、
引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害
またはケガや病気を発生させ、または発生させようとし
たこと
②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求
について詐欺を行い、または行おうとしたこと
③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、
暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認めら
れたこと
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著
しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらさ
れるおそれがあるとき
⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損
ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した
こと

【携行品保険 (動産総合保険)】

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故
を生じさせ、または生じさせようとしたこと
②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこ
と
③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認めら
れたこと
④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損
ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した
こと

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い【共通】

- (1) 保険料は、本商品パンフレット記載の方法によりお支払
いください。本商品パンフレット記載の方法により保険
料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いでき
ないことがあります。また、ご契約を解除させていただきます
ことがあります。
(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、
保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効
(または終了) したときには、未払込みの分割保険料を
請求させていただきますことがあります。

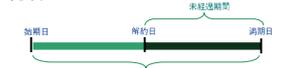
注意喚起情報のご説明 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型) / ゴルファー向け保険(団体総合生活補償保険) / 携行品保険 (動産総合保険))

6 失効について

【団体総合生活補償保険(共通)】
ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失
効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当
しない事由の死亡による失効のときは、未經過期間分の保険料を
返還します。
【携行品保険 (動産総合保険)】
申込人または被保険者が保険の対象を譲渡した場合^(注1)、または
保険の対象の全部が失われた場合^(注2)は、この保険契約は失効と
なります。この場合、未經過期間分の保険料を返還します。詳細
は「重要事項」欄または引受保険会社にお問合せください。
(注1) 保険契約と同時に譲渡した場合を除きます。
(注2) 普通保険約款の保険金支払後の保険契約の取扱いに関する
規定における保険契約が終了した場合を除きます。

7 解約と解約返れい金【共通】

ご加入を中途で脱退 (解約) される場合は、ご加入の代理店・扱
者または引受保険会社までお申出ください。
・脱退 (解約) 日から満期日までの期間に応じて、解約返れい
金を返還させていただきます。
ただし、解約返れい金は原則として未經過期間 (下図をご参照
ください) 分よりも少なく戻ります。
・始明日から脱退 (解約) 日までの期間に応じてお支払いいた
だくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますこと
があります。



8 保険会社破綻時等の取扱い【共通】

本商品パンフレットP15～16をご確認ください。

9 個人情報の取扱いについて【共通】

本商品パンフレットP33をご確認ください。

10 [現在の「契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意]

【団体総合生活補償保険 (MS&AD型)】

- 現在の「契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の要約をされる場
合には、引受保険会社によって不利となる場合があります。また、新
たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。
(1) 現在の「ご契約について解約・減額などをされる場合の不利益
事項」
①多くの場合、現在の「ご契約の解約返れい金は払込みいた
だいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご
契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったく
ないか、あってもごくわずかです。
②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失
うことがあります。
(2) 新たな保険契約 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型)) をお
申込みされる場合のご注意事項
①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状
況などによりご加入をお引渡できない場合や、特定の疾
病・症状群となる場合があります。
②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保
険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対
しては保険金をお支払いできないことがあります。
③新たにお申込みの保険契約については、現在の「ご契約」の
商品内容が異なる場合があります。新たな保険契約にご加入
された場合、新たな保険契約の始明日における被保険者の
年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新た
な保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎
となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と
異なる場合があります。

この保険品に関するお問い合わせは ▶ 【代理店・扱者】 日立保険サービス・NECファシリティーズ・三菱電機保険サービス
連絡先は裏表紙をご覧ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

【三井住友海上お客さまデスク】
0120-632-277
電話

電話受付時間：平日 9:00～19:00
土日・祝日 9:00～17:00
(年末年始は休業させていただきます。)

万一、ケガをされたり、病気になられたり、
事故が起った場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
【三井住友海上事故受付センター】 0120-258-189
電話

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。
インターネット事故受付サービス
【三井住友海上保険金請求WEB】は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争
解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続法に基づき契約を締結
しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社
団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うこと
ができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(ナビダイヤル) (全国共通・通話料無料) 0570-022-808

・受付時間(平日9:15～17:00
(土日・祝日および年末年始を除きます))
・携帯電話からも利用できます。
・IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホーム
ページをご覧ください。
(https://www.sompo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

「申込票兼通知書」提出先・お問い合わせ先

(株)日立保険サービス

事業所名	所在地	電話番号
本店三部	東京都台東区東上野 2-16-1 上野イーストタワー	03-6284-3440
東北営業所	宮城県仙台市青葉区一番町 4-1-25 (東二番丁スクエア 7 階)	022-266-6921
勝田営業所	茨城県ひたちなか市勝田中央 14-8 (ひたちなか商工会議所会館)	029-274-2543
高崎あんしんセンタ	群馬県高崎市西横手町 1 1 1 番地 ルネサスエレクトロニクス株式会社 内	027-352-9009

NEC ファシリティーズ(株)

事業所名	所在地	電話番号
センターサービス第二部	東京都港区芝 2-22-12 NEC 第二別館 6F	03-3455-1132
センターサービス第三部	神奈川県川崎市中原区下沼部 1753 NEC 玉川ルネッサンスシティ S 棟 6F	044-435-1743
関西支社保険部	大阪府大阪市中央区城見 1-4-24 NEC 関西ビル 23F	06-6945-3681
福岡支店	福岡県福岡市博多区御供所町 1-1 西鉄祇園ビル 6F	092-272-3151
九州支社保険部	熊本県熊本市南区八幡 1-1-1 ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング(株) 川尻工場第 1 動力棟 2F	096-357-0272

三菱電機保険サービス(株)

事業所名	所在地	電話番号
首都圏第二課	東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号 (国際ビル 8 階)	03-5219-5511
西条出張所	愛媛県西条市ひうち 8 番 6 号 (ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング(株) ひうち寮 2 階)	0897-52-1814